王

被告人Aに対する検事の本件控訴は之を棄却する。
原判決中被告人B、C、D、E及びFに関する部分を破棄する。
被告人B、C、D、E及びFに関する本件はいづれも之を和歌山地方裁判所に差し戻す。

理 由

本件控訴理由は末尾添付の控訴趣意書の通りである。

第一、 被告人Dについて。

原判決は被告人Dの本件公訴事実中第一の(四)法定外選挙運動費用支 出、第二の(一)法定外飲食物提供の部分について、本件起訴状において訴因が特 定されていないから本件公訴提起は不適法であり、不適法な起訴状は予備的訴因追 加の形式で補完することは許されないとの理由で公訴棄却の判決をしたけれども、 (一)本件起訴状は適法である。若し原審裁判官が本件公訴提起を不適法と考えた ならば、事実審理に入るに先立つて公訴を棄却すべきである。(二)本件公訴事実 は包括一罪である。(三)たとえ、本件公訴事実が併合罪であるとしても、一覧表 によってその内容が明らかであるから、右一覧表中第二事実について有罪の判決をなすべきである。 (四) 本件公訴事実について原審裁判官は検察官に対し、包括一 罪はりや併合罪なりやを釈明すべきであるのに、漫然事実審理を終了したのは違法 である。(五)包括一罪として起訴した場合その訴因を併合罪に変更することは適 法であると主張する。よつて案ずるに、先ず被告人Dに対する本件公訴事実中第一の(四)法定外選挙運動費用支出、第二の(一)法定外飲食物提供の犯罪が、包括 一罪であるか併合罪であるかの点を考えてみるに、犯罪の個数は犯罪の日時、場所、被害法益の単一その他各具体的の情況を審査した上で、一群の行為を同一犯意の下に犯された一個の犯罪と認められるかどうかにより決すべきものと考える。検 事主張の如く、特定選挙における特定候補者のための選挙運動として、なされたものであれば、これを包括して一罪とする考え方には、たやすく賛成はできないので あつて、通常の場合は寧ろ犯罪の日を異にすろに従つて、別罪を構成するものと認 めるのが相当であると考える。ただ本件事案において特別の事情として考えられる 点は、被告人口が被告人Cを通じて被告人Bから二回に亘つて受領した合計金四十 万円の金員は特定している点である。かように、特定した金員を特定の候補者のた めの選挙運動に使用する場合においては当該金員授受の当時に、既にその符冊に別 ける多数回に亘る使用を予定しているのであるから、その金員の使用の範囲内に限 り、単一犯意に基く一個の犯罪と認めることを相当とする余地が多分に存するように考える。(検事の予備的訴因はこの考え方によるものと認められる。) に考える。

〈要旨第一〉以上説明の通り、被告人Dに対する前記公訴事実を包括一罪と認める か併合罪と認めるかは、極めて困難〈/要旨第一〉な問題であつて、結局諸般の事情を 審査した上でなければ決定できないところである。かような場合に、検事が包括一 罪として起訴した場合の訴訟上の取扱をどうすべきかを次ぎに考究しよう。いうま でもなく、刑事訴訟法第二百五十六条所定の公訴提起の方式としての公訴事実の記 載は訴因明示の方法によるべきものと定められており、いうところの訴因は特定の 社会的事実がいかなる構成要件に該当するかに関する検事の認定によつて構成され るものである。待つて当該起訴状の記載が適法であるかどうかの決定は検事の認定 を前提とするものであつて、裁判所の審理の結果によるものではない。いいかえる と、訴因の特定ということは審判の範囲を特定するためのものであつて、講学上い わゆる刑事訴訟の手続面の問題である。裁判所は実体面においては検事の認定に拘 束されないこと当然であるから、検事が包括一罪又は科刑上一罪として起訴した事 案であつても審理の結果、裁判所が実体法を適用するに当つて併合罪と認めること は自由である。さればこそ、検事によつて明示せられた訴因といえども絶対的なも のではなくて、公判手続の過程において適宜修正することも許されているのであ る。(刑事訴訟法第三百十二条)また、裁判所としても、若し原審のように審理の結果、本件公訴事実が併合罪の関係にあるものと考えろならば、所論の一覧表によつて句括一罪の内容である個々の行為は釈明されているのであるし、審判の対象は 公訴事実なのであるからその同一性を害しない限度において、予備的訴因の追加を 促し又は命じ、以つてこの点につき双方に攻撃防禦の機会を与え、審理を尽すよう 訴訟の指揮をなすべきである。(刑事訴訟法第三百十二条第二項)しかるに原審が 訴因の補充追完は公訴提起後には許されないと解して公訴棄却の判決言渡したの は、訴因及び訴訟指揮に関する法理を誤解したものである。その法令違反は判決に 影響を及ぼすから原判決は破棄を免れない。

検事は、たとえ本件公訴事実が併合罪であるとしても一覧表によつてその個々の 行為の内容が釈明されているのであるから、裁判所はこれに基ずいて有罪判決をす べきである旨主張し、さような学説も見受けるのであるが、当裁判所としては前に 説明した通り被告人に十分な防禦の機会を与えるために、予備的訴因の追加の方法 を採るべきものと考える。

第二、 被告人B、Cについて。

よつて第百八十七条にいう、選挙運動に関する支出が、違法な選挙運動費用をも 包含するものであるとの検事の主張には、当裁判所は賛成できないのである。

しかしながら原判決説示のように、飲食物提供のための費用支出であれば全て違法な選挙運動の費用と解すべきかどうかは別の問題である。たとえ飲食物提供のための費用支出であれば全でまかどうかは別の問題である。たとえ飲食物である。とれて、選挙運動員や労務者に対して、その労務に対するといるとは一般に認められているといるのとは、実費や報酬を支払われた弁当代、茶菓料等はその地方の実情にたびあるから、適法な選挙運動費用と言えるのである。従してもその理由だけである。のこの本件金員交付の趣旨が仮りに正当であるとしてもその理由だけである。は早計に失する。いわんや、検事主張の如く右金員交付の趣にいたの正当な選挙運動費用に充てられることの趣旨をも含んでいれば、罪の言渡を出行為につき、それぞれ検討を加えたよのなければ、罪の言渡をしたのは法律の解釈を誤り、且つ事実を誤認した違法があるし、無罪の言渡をしたのは法律の解釈を誤り、且つ事実を誤認した違法があるに認められ、その瑕疵は判決に影響を及ぼすので破棄を免れない。

第三、 被告人E及びFについて

第四、 被告人D及びAについて。

検事は、被告人Aに対する原審の科刑は著しく軽きに失するの不当があると主張するけれども、所論を考慮に入れて記録に現われた諸般の情状を考察してみても、原審の科刑は相当であつて不当な量刑ではない。

原審の科刑は相当であつて不当な量刑ではない。 なお、被告人Dに対する検事の量刑不当の主張については、右説明の理由によつ て原判決を破棄し、事件を差し戻すものであるから当審では判断できない。

よつて刑事訴訟法第三百九十六条第三百九十七条第四百条本文を適用して主文の通り判決する。

(裁判長判事 斎藤朔郎 判事 松本圭三 判事 綱田覚一)